

5 青森県社会福祉大会表彰規程

設置	昭和36年 6月 15日
一部改正	昭和51年 8月 10日
"	昭和60年 8月 18日
"	昭和61年 7月 3日
"	昭和62年 8月 6日
"	平成14年 9月 17日
"	平成18年 5月 29日
" (専決)	平成18年 7月 24日
"	平成22年 5月 21日

(趣旨)

第1条 民生委員・児童委員及び社会福祉施設、社会福祉協議会等の団体等の役職員で、その功績顕著な者並びに社会福祉活動が優秀な社会福祉協議会及び社会福祉活動に協力援助した功績顕著なものに対し、青森県社会福祉大会名誉大会長（以下「名誉大会長」という。）及び青森県社会福祉大会大会長（以下「大会長」という。）が表彰し、又は感謝の意を表しようとするときはこの規程による。

(表彰及び感謝の方法)

第2条 この規程による表彰及び感謝は、青森県社会福祉大会でこれを行うものとする。

(表彰の対象)

第3条 名誉大会長及び大会長が表彰するものは、既往において郡市社会福祉大会長、郡市合同による地域社会福祉大会長又は郡市社会福祉協議会長から表彰を受けたもので、次の各号に定めるものを対象とする。

- (1) 民生委員・児童委員の現職にあって、その在職期間が15年以上で功績顕著な者。特に功績抜群と認められる者については、在職期間の条件を12年以上に緩和することができる。
- (2) 民間社会福祉施設の従事者、社会福祉協議会及び社会福祉団体等の役員（理事、監事及び評議員（評議員については、議決機関となっている場合に限る。））及び職員で、その在職期間が20年以上で功績顕著な者。特に功績抜群と認められる者については、在職期間の条件を15年以上に緩和することができる。
- (3) 社会福祉活動が特に優秀な社会福祉協議会、民間社会福祉施設及び社会福祉団体
- (4) 社会福祉事業協助者で、その功績が特に範とする者

2 大会長は、前項の規定にかかわらず候補者を表彰審査委員会に推薦し、表彰の対象とすることができる。

(表彰の除外)

第4条 前条の規定による対象者のうち、既往において次の各号の表彰を受けている者は、これを除外するものとする。

- (1) 社会福祉関係で、叙勲、藍綬褒章又は黄綬褒章を受けた者
- (2) 民生委員・児童委員又は社会福祉事業関係者として厚生労働大臣表彰を受けた者
- (3) 次の各号の大会長から功労者として表彰を受けた者
 - ① 全国社会福祉大会
 - ② 青森県社会福祉大会

(表彰の数)

第5条 本大会における表彰の数は、300名以内とする。

(感謝の対象)

第6条 本大会で感謝の意を表するものは、社会福祉協議会、民間社会福祉施設、社会福祉団体又は民生委員・児童委員活動など社会福祉活動に積極的に協力援助している個人、団体、企業等とする。

(候補者の推薦)

第7条 各都市等社会福祉協議会長は、この規程に定める表彰及び感謝に該当するものを候補者として大会長に推薦するものとする。

2 大会長は、前項の規定にかかわらず候補者を推薦することができる。

(表彰審査委員会)

第8条 表彰及び感謝の該当者を審査するため、大会長の委嘱する表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、各都市等社会福祉協議会長から提出された表彰候補者推薦書（第1号様式）又は感謝候補者推薦書（第2号様式）により、その功績審査を行って選考し、これを大会長が決定するものとする。
- 3 委員会の委員は、18名以内とし、都市社会福祉協議会長、都市合同による地域社会福祉協議会長、青森県の社会福祉主管課長及び青森県社会福祉協議会役員から選任する。
- 4 委員会は、大会長である社会福祉法人青森県社会福祉協議会長が招集する。
- 5 委員会の議長は、その都度委員の互選とする。
- 6 委員会の庶務は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会事務局において処理するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めのない事項については、必要に応じ大会長である社会福祉法人青森県社会福祉協議会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年9月17日から施行する。

この規程は、平成18年5月29日から施行する。

この規程は、平成18年7月24日から施行する。

この規程は、平成22年5月21日から施行する。

青森県社会福祉大会表彰等候補者推薦基準

この推薦基準は、青森県社会福祉大会で行う表彰及び感謝に係る候補者推薦に当たって基準とすべき事項を、青森県社会福祉大会表彰規程に基づき定めるものである。

- 1 青森県社会福祉大会表彰規程（以下「表彰規程」）第3条第1項第1号に規定している「民生委員・児童委員の現職にあって、特に功績抜群と認められる者については、在職期間の条件を12年以上に緩和することができる」については、次に該当するものとします。
 - (1) 単位民生委員児童委員協議会の会長若しくは副会長又は郡・市の民生委員児童委員協議会連合体の会長若しくは副会長を6年以上経験したもの
 - (2) 青森県民生委員児童委員協議会の理事又は監事を3年以上経験したもの
- 2 表彰規程第3条第1項第2号に規定している「民間社会福祉施設の従事者、社会福祉協議会及び民間社会福祉団体等の役職員で、特に功績抜群と認められる者については、在職期間の条件を15年以上に緩和することができる」については、次に該当するものとします。
 - (1) 従事者又は職員の場合は、施設長又は事務局長を5年以上経験したもの
 - (2) 役員の場合は、社会福祉法人の代表者又は市町村社会福祉協議会の会長若しくは副会長を4年以上経験したもの
 - (3) 上記に準じた役職の経験があり、表彰審査委員会が適当と認めたもの
- 3 表彰の対象者は現職又は現任者であることを原則としていますが、当該年度において現職又は現任者であった者については、推薦対象とします。
- 4 表彰規程第3条第1項第2号で規定している「民間社会福祉団体等」については、社会福祉法人のほか、社会福祉法改正の趣旨にそって、特に地域福祉に関する活動やボランティア活動等を継続的に行っており特定非営利活動法人（NPO 法人）及びその他のグループ・団体も対象とします。
- 5 上記4に該当する団体は、あくまでも社会福祉活動を行う民間の団体であり、例えば、婦人会、遺族会、子ども会育成会、食生活改善グループなどの組織は対象としません。
- 6 表彰規程第3条第1項第4号で規定している「社会福祉事業協助者」とは、次に該当するものを対象とします。
 - (1) 表彰規程第3条第1項第1号から第3号までに該当しないもので、原則として20年以上にわたり、社会福祉活動等に功績顕著であった個人及び団体
 - (2) 社会福祉活動に対して大口の寄付（100万円以上の金品）を行なった個人若しくは団体又は5年以上寄付を継続（その合計額が30万円以上）している個人若しくは団体
- 7 表彰の対象となる「歴歴」は、社会福祉関係のみであり、公民館、保護司、人権擁護委員等としての本来の活動は対象としません。

推薦書記載に当たっての注意事項

- 1 推薦する候補者が2名以上の中は、表彰又は感謝（以下「表彰等」）ごとに「順位」欄に推薦する順位を必ず付して下さい。
- 2 表彰候補者推薦書の「区分」欄には、表彰規程第3条に規定している各号の該当する番号を記入して下さい。
- 3 年齢、在職期間、勤務年数等は、令和2年11月30日現在を基準に計算して下さい。
- 4 各推薦書の「福祉関係役職名」欄には、現在所属している社会福祉団体等の役職名を記入してください。
- 5 表彰候補者推薦書の「業歴」欄は、社会福祉に関する役職等を年度順に記入して下さい。
- 6 各推薦書の「表彰歴」欄には、受彰年月及び表彰（者）名を年度順に記入して下さい。記入するものは社会福祉関係のみで、本大会の表彰候補者の対象要件となっている各郡市社会福祉大会での表彰は必ず記入して下さい。
- 7 各推薦書の「功績概要」欄には、当該候補者の「表彰に至る功績の内容」又は「感謝に至る功績の内容」をそれぞれ箇条書きで具体的に記入して下さい。なお、この項目は、重要な審査材料となりますので、明確に記入して下さい。
- 8 「参考事項」欄は、特記事項があれば記載してください。なお、社会福祉施設関係団体長から提出された推薦書は、この欄に推薦団体名を付記して下さい。
- 9 その他
 - (1) 推薦書は、送付した様式に従ってワープロ、パソコン等で作成したものも有効です。仕様は、日本工業規格A4縦長形とします。
 - (2) 推薦書の提出は、1部で結構です。
 - (3) 県社協への締切期日は、令和2年7月13日（月）必着としていますので、十分にご注意ください。

表彰候補者推薦書

都市地域社協名

会長名

印

順位	第位	区分		
(フリガナ) 氏名				性別 男・女
生年月日	明・大・昭／年月日生(才)			
現住所				
職業		福祉関係役職名		
業歴	年月～年月(年力月)			
	(通算年力月)			
表彰歴	受彰年月	表彰(者)名		
	年月			
	年月			
功績概要 (箇条書きで記載のこと)				
参考事項				

感謝候補者推薦書

都市地域社協名

会長名

印

順位	第 位		
(フリガナ) 氏 名			性別 男・女
生年月日	明・大・昭／年 月 日生(才)		
現住所			
職業		福祉関係役職名	
表彰歴	受彰年月	表彰(者)名	
	年 月		
	年 月		
功績概要 (箇条書きで記載のこと)			
参考事項			

「表彰推薦に関するQ&A」

青森県社会福祉大会表彰に関しては、基本的に「表彰規程」及び「表彰等候補者推薦基準」に基づいて表彰を実施しておりますが、表彰推薦の際に各郡市社協からこれまでに問合せのあった事例等を参考までに紹介いたしますので、御確認ください。

また、これ以外に不明の点等があれば、何なりとお問い合わせ下さい。

Q 1 本年度の郡市大会で表彰を受ける予定であるが県大会表彰に推薦できるか。

A 表彰規程第3条で、「既往において（中略）表彰を受けたもの」とあり、原則的には推薦時点で受彰していることが要件となります。県大会前に郡市大会が開催され表彰されることが確実である場合は、推薦することができます。

Q 2 町村の大会で表彰を受けたが、郡大会で表彰を受ける前に市町村合併で居住地域が市部になったが。

A 表彰規程第3条で、「郡市」での表彰を受けていることが要件ですので、市の大会での表彰を受けることが推薦要件となります。合併しなかった町村受彰者が、郡の大会での表彰を必要とするのと同じことです。

Q 3 基準日前に退任した民生委員・児童委員ですが推薦の対象となるか。

A 表彰規程第3条第1号では、「現職」としていますが、病気等で止む無く退任せざるを得ない方の救済措置として、推薦基準3のとおり「当該年度において現職又は現任者」に該当する方は推薦対象としております。

Q 4 公立の施設で勤務していた期間と民間の施設で勤務していた期間を合算できるか。

A 表彰規程第3条第2号で、本大会では「民間社会福祉施設の従事者」であることが要件ですので、公立の施設での勤務期間は合算できないことになります。

Q 5 社会福祉団体等とはどの範囲までなのか。

A 表彰規程第3条第2号の「社会福祉団体等」とは、社会福祉法人格を有する組織を基本に、推薦基準4のとおり、「地域福祉に関する活動やボランティア活動等を継続的に行っている特定非営利活動法人（NPO法人）及びその他のグループ・団体」も対象に含まれます。

Q 6 地区防犯協会の役員を長年務めているが推薦対象となるか。

A 推薦基準の5のとおり、対象とする社会福祉団体は、「社会福祉活動を行う民間の団体」としており、例えば婦人会及び遺族会など本来の活動目的を異にしている団体は対象としておりません。防犯協会の本来の活動目的は「地域での防犯意識を高め、犯罪のない住みよい社会づくり」であることから同じく対象外となります。

なお、防犯協会も含めてこの種の団体（或いは個人）が本来の活動とは別に、社協等が行う福祉活動や関係事業に対して物心問わず援助活動を行っていることが具体的にあれば、それらの活動は表彰規程第3条第5号の規定により「社会福祉事業協助者」として表彰の対象となり得ます。

Q7 町老人クラブの役員をやっているが、「社会福祉団体」関係で推薦できるのか。

A 老人クラブは、小地域を基盤とした高齢者の自主的な交流活動を目的としている組織であることから、上記Q6の場合と同様の取扱いで、対象外であるとともに、活動によっては協助者表彰の対象にもなり得ます。

なお、老人クラブ活動に関しては別途青森県知事による表彰が制度化されていることも対象としない理由のひとつですが、この老人クラブ活動に関わらず、更生保護女性会の活動などを含めて独自に表彰が制度化されているものは表彰の対象としません。

Q8 感謝に該当するケースというのは何か。

A 規程上、「感謝」には特に具体的な要件が明記されていませんが、表彰規程第3条及び推薦基準6でそれぞれ定めている表彰者に対する年数等の要件に準じた福祉活動の功績、或いは協力・援助の内容などが求められます。

例えば、次のような受彰例がこれまでありましたので、参考にしてください。

- (1) 推薦基準で定めた要件である寄付額には満たないが、大口の寄付をした者
- (2) 寄付等により社会福祉事業協助者として過去に表彰を受けたが、その後も引き続き同等の協力実績があった者
- (3) 表彰要件に定める年数等には満たないが、高齢等により退任が予定されている者

Q9 功績抜群により在職15年以上に要件緩和する社会福祉法人役職員の場合で、推薦基準2の(1)又は(2)に例示している以外で、「(3)表彰審査委員会が適当と認めたもの」として承認したケースはあるか。

A 承認したケースとしては、①役員在職期間15年8か月で、その間、常務理事在任11年4か月、さらに、その期間とは別に事務局長として4年7か月在任した方②合併前公社役員在職期間15年11か月、その間会長在任11年9か月、合併後公社委員8か月の方、がありました。

Q10 表彰規程第4条第3号②に、既往において青森県社会福祉大会長より功労者として表彰を受けた者は、表彰の対象から除外することとされているが、表彰区分が異なる場合も、表彰の対象とはならないのか。

A 表彰区分が異なる場合（表彰規程第3条第1号「民生委員・児童委員功労」、第2号「民間施設・社協及び団体功労」、第4号「事業協助者表彰」のいずれとも）であっても、過去に表彰を受けている場合には表彰の対象者とはなりません。

ただし、表彰規程第3条第3号「社協・民間施設及び団体表彰」は特定の個人を表彰するものではなく、社協・民間施設及び団体の「活動」を表彰するものであるため除きます。

青森県社会福祉大会表彰における個人情報保護の取扱いについて

1 個人情報の利用目的・利用範囲等について

- (1) 推薦書及び聞き取り調査等により知り得た個人情報については、「社会福祉法人青森県社会福祉協議会個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）」に基づき取扱います。プライバシーポリシーは、本会ホームページに掲載しております。
- (2) 推薦書に記載された個人情報は、表彰状及び被表彰者名簿への記載等、本表彰事業に係る目的にのみ使用します。
- (3) 表彰者名簿には、被表彰者の市町村名、氏名を記載します。同名簿は、青森県社会福祉大会の大会資料に収録し、青森県社会福祉大会参加者及び大会関係者に配布します。
- (4) 被推薦者の推薦書は、本会の文書取扱規程による保存基準により保管し、保管期間経過後は、適切に廃棄処理します。
- (5) 被表彰者については、次年度以降の推薦事務において被推薦者が重複して推薦されていないことを確認するために、市町村名、氏名、生年月日、職業等必要な事項のみをコンピューターのデータベースに登録し、永久保存します。

2 本表彰について、関係機関・団体等へ照会される場合は、個人情報の取扱いについて充分御留意くださるようお願いします。

都市・地域社会福祉協議会一覧

No.	名称	郵便番号	送付先(事務局)	電話番号
1	青森市社会福祉協議会	030-0802	青森市本町4-1-3 青森市福祉増進センター内	017-723-1340
2	弘前市社会福祉協議会	036-8063	弘前市宮園2-8-1 弘前市社会福祉センター	0172-33-1161
3	八戸市社会福祉協議会	039-1166	八戸市根城8-8-155	0178-47-2940
4	黒石市社会福祉協議会	036-0389	黒石市境松1丁目1-1 黒石市社会福祉センター内	0172-52-2674
5	五所川原市社会福祉協議会	037-0033	五所川原市字鎌谷町502-5	0173-34-3494
6	十和田市社会福祉協議会	034-0011	十和田市稻生町18-33 市民交流プラザ内	0176-23-2992
7	三沢市社会福祉協議会	033-0011	三沢市幸町3-11-5	0176-53-3422
8	むつ市社会福祉協議会	035-0073	むつ市中央1-8-1	0175-33-3023
9	つがる市社会福祉協議会	038-3138	つがる市木造若緑52 つがる市木造福祉センターかつこうの館	0173-42-4886
10	平川市社会福祉協議会	036-0104	平川市柏木町藤山16-1 平川市健康センター内	0172-44-5937
11	東津軽郡社会福祉連絡協議会	039-3321	東津軽郡平内町大字小湊字小湊83-2	017-755-3956
12	西津軽郡社会福祉協議会	038-2761	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷9-4	0173-82-1602
13	北津軽郡社会福祉協議会	038-3503	北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津193 鶴田町保健福祉センター鶴遊館	0173-22-3394
14	上北郡社会福祉協議会	039-2371	上北郡横浜町字三保野57-8 横浜町老人福祉センター内	0175-78-2067
15	三戸郡社会福祉協議会	039-0105	三戸郡南部町大字沖田面字千刈45 南部町保健福祉センターぼたんの里内	0179-34-2667
16	津軽広域社会福祉協議会連絡協議会	036-8063	弘前市宮園2-8-1 弘前市社会福祉センター	0172-33-1161
17	むつ下北地域社会福祉協議会	035-0073	むつ市中央1-8-1	0175-33-3023